

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション
西蒲中央病院 通所リハビリテーション 運営規程

(事業の目的)

第1条 この運営規程は、医療法人美郷会（以下「事業者」という。）が運営する西蒲中央病院（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が、要介護又は要支援状態にある高齢者(以下、「利用者」という。)に対し、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるようサービスを行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう居宅サービスを提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 事業者は、要介護状態と認定された利用者に対し、介護保険法及びその他の関係する法令に従い、要介護状態となった場合においても、要介護者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものとする。
- 3 事業者は、要支援状態と認定された利用者に対し、介護保険法及びその他の関係する法令に従い、要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活が営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指すこととする。
- 4 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービス事業者等と連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。
- 5 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護方針に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、適切に取り扱いを行います。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 事業所の名称 西蒲中央病院
- (2) 事業所の所在地 新潟県新潟市西蒲区旗屋731番地

(従業員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所における従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(資格：医師、勤務形態：常勤兼務)

管理者は事業を代表し、事業所における従事者の管理、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定通所リハビリテーション等の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行うものとする。

- (2) 従業者

- 1.医師 1名(常勤兼務)

利用者に対する医学的な管理指導を行い、リハビリテーション提供にあたり指示を行う。また、それぞれの利用者について評価等を診療記録に記載する。

- 2.理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 3名以上(常勤専従)

(介護予防)通所リハビリテーション計画書または運動器機能向上計画書または生活行為改善リハビリテーション実施計画書を作成し、必要なリハビリテーションを提供する。

- 3.看護職員 2名以上(常勤専従)

利用者の健康状態を的確に把握・管理し、利用者の主治医や連携各機関(訪問看護等)との連携、調整等を行う。

- 4.介護職員 5名以上(常勤専従)

(介護予防)通所リハビリテーション計画書に基づき、必要な介助及び援助を行う。

- 5.生活相談員 必要数

利用者またはその家族の必要な相談に応じ、必要な助言や援助等を行うとともに、居宅介護支援事業所等他の機関との連携、調整等を行う。

- 6.管理栄養士 必要数

利用者の献立作成や栄養改善に関わる相談を行う。

(営業日および営業時間)

第5条 事業の営業日及び営業時間を次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時30分から午後3時45分までとする。

(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの利用定員)

第6条 実施単位数及び利用定員を次のとおりとする。

- (1) 実施単位数を1単位とする。
- (2) 利用定員を43名とする。

(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容)

第7条 提供するサービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画の作成
- (2) 利用者居宅への送迎
- (3) 食事・おやつの提供
- (4) 入浴
- (5) 日常生活上のケア(食事介助、入浴介助、排泄介助、更衣介助、移動・移乗介助等)
- (6) リハビリテーション
- (7) 健康状態の確認
- (8) 医学的管理・看護ケア (服薬管理・介助、喀痰吸引、経管栄養、褥瘡の処置等)
- (9) 運動器機能向上サービス
- (10) 口腔機能向上サービス
- (11) 栄養改善サービス
- (12) レクリエーション、アクティビティ、脳トレーニング等
- (13) 生活相談援助

(利用料その他の費用の額)

第8条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める告示上の基準額とし、法定代理受領サービスを提供する場合は、本人負担分とする。

2 事業者は、前項に定める額のほか、次の各号に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

- (1) 食費(おやつ代含む)は1食 650円とする。
 - (2) リハビリパンツは1枚 220円(税抜き)とする。
 - (3) おむつは1枚 220円(税抜き)とする。
 - (4) パットは1枚 90円(税抜き)とする。
- 3 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用について事前に文書により説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
 - 4 支払いを受ける費用を変更する場合には、あらかじめ前項と同様に利用者又はその家族に対して、文書により説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、新潟市の西蒲区・西区・南区の区域とする。

(非常災害対策)

- 第10条 事業所は、想定される非常災害の態様ごとに、その程度及び規模に応じ非常災害に関する具体的計画をさだめるものとする。
- 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供中に天災その他災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、西蒲中央病院の入院外来患者と同様に取り扱い、その上消防署及び警察当局の指示を受け、更に情報の収集に努め、利用者の精神的不安の防止に努めるものとする。
- 2 非常災害時に備えて、年1回以上、必要な訓練を実施する。また、必要に応じて消防、警察署等の指導を受け常に利用者の安全確保に努めるものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第11条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

(1) 送迎

- ① 送迎時間のご指定につきましては、利用日当日の利用者様数及び乗車される利用者の心身状態を考慮して設定しておりますので、原則として承っております。必要時には検討致しますので、担当者にご相談下さい。
- ② 朝のお迎え前に、到着予定時刻を電話連絡させていただいておりますが、一定の目安となり、前後する可能性がありますことを予めご了承下さい。

(2) 所持品等の持ち込み

- ① 着替えを始めとした利用時のお持ち物には、必ず全ての物にお名前の記入を

お願い致します。事業所でも混入がないように努めていますが、下着等が混入した場合は判別が非常に困難となっておりますので、ご協力をお願い申し上げます。

② 金銭の持ち込みは一切ご遠慮下さい。また、利用者様間での物品の貸し借りや譲渡につきましても、ご遠慮下さいますようお願い申し上げます。金品紛失や利用者様間によるトラブルが発生した場合でも、事業所での責任は負いかねますので、予めご了承下さい。

③ 特殊な条件を除いて、事業所への飲食物の持ち込みは禁止です。利用者の中には、病気等の理由により医師から飲食を制限されておられる方や嚥下状態が低下している方もいらっしゃいます。他の利用者へのお裾分けによって重大な事故を引き起こす場合がありますので、必ず職員の指示に従って下さい。

(3) 飲酒、喫煙、火気の取り扱い

① 飲酒、喫煙、火気の取扱いは厳禁となります。

(4) その他

① サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)をご確認させていただきます。被保険者証の変更があった場合は速やかに事業者にお知らせ下さい。

② 複数の方が同時にサービスを利用されるので、周りの方の迷惑にならないように注意して下さい。また、職員の指示には必ず従って下さい。

③ 体調の変化などでサービスを利用できなくなった時は、できる限り早めに、病院当直者又は当事業所の担当者までご連絡下さい。(当日のキャンセルは午前8時30分までにご連絡下さい。)

④ 当日キャンセルの場合は食材を用意している関係上、食費のみ頂きます。

⑤ 他の利用者への感染等の危惧がある疾患に罹患されている場合や明らかに通常の利用が困難である場合は、ご利用をお断りすることがございます。また、当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合にはサービス内容を変更することがございます。その場合、ご家族に連絡の上で適切に対処致します。

⑦ 利用者が正当な理由無くサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または入院もしくは病気等により、3ヶ月以上に渡ってサービスが利用出来ない状態であることが明らかになった場合には、契約の解除を申し出る場合があります。

(緊急時等における対応方法)

第12条 事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じる。

(事故発生時における対応)

第 13 条 事業者は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者(又は地域包括支援センター)等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故については、その状況等を記録する。
- 3 事業者は、利用者に対する通所リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに対応することとする。

(苦情処理)

第 14 条 事業者は、提供したサービスに対する利用者又はその家族からの苦情に対して迅速かつ適切な対応するため、その窓口を設置し、必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 事業者は、介護保険法の規定により市町村や国民健康保険団体連合会(以下「市町村等」)が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。

(衛生管理等)

第 15 条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、事業所内において感染症の発生又はそのまん延を防止するために、以下の措置を講ずるものとする。

(1) 定期的に委員会を開催し、その結果について周知徹底を図り、必要な措置を講ずるものとする。

(2) 事業所において感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 感染症の予防、まん延防止のための研修及び訓練を年 1 回以上実施する。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第 16 条 事業者は、利用者の人権擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における虐待防止のための指針を整備する。

(3) 虐待を防止するための従業者に対する研修を年 1 回以上実施する。

(4) 事業者は、利用者及びその家族からの苦情処理体制について、担当者を配置

し速やかに対応する。

- 2 事業者は、サービス提供中に虐待を受けた利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(業務継続計画の策定)

第 17 条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年 1 回以上実施する。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(秘密保持)

第 18 条 利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 前項に定める秘密保持義務は、従業者の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。

(記録の整備)

第 19 条 事業所は、利用者に対する事業の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

- (1) 通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画
- (2) 提供したサービス内容等の記録
- (3) 苦情の内容等に関する記録
- (4) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録

(職員の研修)

第 20 条 事業者は全ての職員に対し、職員の資質向上のため、以下の通り研修機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後 2 か月以内に実施

(2) 継続研修 年 1 回以上

(3) 資質向上のための研修

2 事業者は、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

(その他運営にあたっての重要事項)

第 20 条 事業者は、従事者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るための研修(外部における研修を含む)を実施する。

2 事業者は利用者の人権擁護、虐待防止に努める。

この規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 10 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。